

土技第 1011 号
平成 30 年 1 月 11 日

部内各課（所）長 殿

沖縄県土木建築部長
(公印省略)

「土木工事設計要領(道路編)」の一部改定について（通知）

みだしについて、平成 29 年 9 月 13 日付け土技第 618 号にて通知した土木工事設計要領（道路編）の一部を改定し、平成 30 年 2 月 1 日以降に入札契約手続を開始するものから適用するものとしたので通知する。また、現在契約中の業務についても受発注者で協議を行い、できる限り適用するものとする。

今回の改定は、「構造物裏込材における再生クラッシャーラン（RC-40）の適用について（平成 30 年 1 月 11 日付け土技第 1001 号）」の通知に基づくものである。

本設計要領の策定にあたっては、各種示方書の及び関係通達等をもとに行っていることから、利用にあたっては各種示方書等の本来の制定の背景や、それらが意図することを的確に把握した上で、主務課と十分協議して利用すること。

○問い合わせ先

沖縄県土木建築部 技術・建設業課 技術管理班

TEL : 098-866-2374 代表メール : aa060119@pref.okinawa.lg.jp

【土木工事設計要領の適用範囲】

○構成

土木工事設計要領は、第1編 共通編・河川編、第2編 道路編から構成される。

○適用の範囲

本設計要領は、沖縄県土木建築部で実施する計画及び設計に適用するものである。

なお、沖縄県土木建築部で受託する計画・設計については、受託者側の設計基準によるほか、この設計要領を適用するものとする。

○適用の期間

本設計要領刊行後から、次回改定版刊行後までの適用とする。ただし、この間に各種示方書や指針類の基準の制定や改定があった場合、その制定・改定趣旨を充分に把握し、弾力的に運用するものとする。

○適用の除外

次の各項目に該当する場合は、本設計要領によらないことができるものとする。

- 1) 高規格幹線道路等で、特別な配慮が必要な場合。
- 2) 大規模又は特殊な工事で、特別の配慮が必要な場合。
- 3) 新技術や新工法による場合。
- 4) その他、本設計要領によりがたい場合。

【土木工事設計要領の留意事項】

○一般的留意事項

設計要領の適用にあたっては、各種の設計、施工条件等を勘案の上、安全性、使用目的の適合性、維持管理の容易さ、環境との調和、経済性等を考慮して、合理的な設計となるように努めなければならない。

○参考資料等

設計要領の本文中に、「標準図」「参考図」「…の例」として、具体的な形状を示したもの及び、本文の他に「参考資料」と称する附則文を含めたものから構成されている章、あるいは節がある。これらについては下表を意図しているので適正に運用されたい。

標準図	設計の指針となる標準的寸法、構造等を表すもので、設計思想、留意点及び取合等の標準を示したもの。
参考図 …の例	標準と思われる一例を示したものであり、詳細設計の際の設計図面作成の参考とするもの。
参考資料	本設計要領を適正に運用していくための補足的な説明と、新たな基準(案)等が策定されたが今回の改定時点での本文に至らなかった事項等を、附則文としたもの。

○各種基準の改定について

設計要領は、改定時点の各示方書や指針類の技術基準等を元に編集されている。しかし今後、これらの基準類の改定等が行われる場合があるので留意されたい。

○設計条件の表示

構造物等の設計に用いた条件等については、現場での施工(管理)の段階まで正しく伝えられるように、構造一般図等に明記することとする。表示すべき条件の項目等詳細は、構造物の種類や形式等によって異なるので、それぞれ本設計要領の各章及び各節によるものとするが、一般的には概ね次のようなものがあげられる。

●上載荷重等の条件

●裏込土の条件

単位重量、内部摩擦角等

●地盤の条件

直接基礎の摩擦係数

ボーリング柱状図

地下水位の条件

●施工条件

地盤支持力とその確認

杭基礎における、頭部及び先端の処理方

法等

○語句の意味

設計要領の各記述に用いられている語句の意味は次表のとおりとする。

末尾に置く語句	語句の意味
…する。 …するものとする。 …とする。 …によるものとする。 …とおりとする。 …しなければならない。	理論上又は実際の根拠に基づく規定。又は、規格や取扱いを統一する必要から設けた規定。 明確な理由がない限り、当該規定を犯してはならない。
…原則として…とする。 …を標準とする。 …を基本とする。	周囲の状況等によって、一律に規定することはできないが実用上の必要から設けた規定。 規定の趣旨を逸脱しない範囲であれば、必ずしも当該規定に従う必要はない。
…するのがよい。 …するのが望ましい。	理論上又は実際上の根拠に基づく規定ではあるが、簡易を旨とするものなどに対し、厳重にそこまで規制する必要はないと思われる規定。 特に大きな支障がない限り、当該規定に従わなければならない。
…してもよい。 …することができる。	<p>① 厳密な検討を行った上で設計するのがよいが、設計を簡単にすることを旨とするときの便宜上、簡便法を与えた規定。 厳密な検討を行う場合には、それが当該規定に優先する。</p> <p>② 規定がすべて安全側に作られているため、それぞれのまま適用すると厳しすぎる場合に緩和するための規定。 安全側に過ぎることが明らかな場合には、緩和規定によってよい。</p>

注)この表は、本設計要領の各記述の末尾に置く語句の意味を明らかにして、適用上の疑義を防ぐために設けた。